

林載爵氏報告へのコメント

丸川 哲史

与えられた時間が短いので、短めに。

まず、先生の発表にはほとんど賛成です。特に、1945年以降と以前の落差によって台湾の歴史観に混乱が生じたという見方——これは全くその通りですね。ただし、またこの落差のためにこそいろいろな概念の混乱があるのですが、その混乱の意味を私の方でさらに補充し、整理したいと思いません。例えば、「植民地」。先ほどの先生のご発表で、国民党による統治は「新植民政策」であったのではかという議論がありました。このことについてどう考えるかは、実は非常に難しい。まず確認しておきたいのは、1945年から46年という早い時期に台湾のジャーナリストが既に「植民地的なのではないか」ということを言っているということです。一人の知識人は王白巖（おうはくげん）といます。もう一人は呉濁流（ごだくりゅう）といます。一部の大陸出身者(外省人)は、台湾のことを理解していないし、大陸で抗日戦争に勝利した威光をもって台湾人を見下している。この時やはり「植民地」という言葉が当てられたわけです。これはある意味では自然なことでした。それは、自分たちに45年以前の、植民地以前の皮膚感覚があるからですね。つまり、かつての被圧迫の記憶により、その概念で対応したと言えらると思います。ただやはり、その後の国民党の統合政策を「新植民政策」というのは本当のところ正しいかどうか。たとえば、「植民地」や「植民者」と対概念になるのは、「宗主国」ですね。台湾にとってももの国民党政権にとって「宗主国」にあたるものはもうありません。一つに大陸には戻ることができませんから。それから、「植民地」という言葉と繋がりを強く持つ概念はやはり「帝国主義」ですね。すなわち、20世紀の間で中国そのものが帝国主義であったという定義ができるかどうか。これも難しいところだと思います。つまり、ここで考えなくては

いけないことは、皮膚感覚で得たものと、それから世界史感覚で得られる学問的見解の二つを区別しながら、この落差を考えなければならないということです。それに関連しまして、もう一つ林先生がお書きになった論文の中で、個別の箇所を申し上げますと、「一方、台湾人は、半世紀にわたる植民地統治と中国からの分離など、自分たちはすでに完全な中国人ではないと認識していた」。これもそう言い切れるか、難しいことだと思います。私は1945年から49年の光復後台湾あるいは戦後台湾を専門としていますので、このような言い方が本当かどうか、悩んでいます。少なくとも言えるのは、中国のことを考える時には「政治中国」という概念と「文化中国」という概念を分けないと意味が無いということで、このあたりが、つまり先ほど申した皮膚感覚と世界史感覚との「間」にかかわる問題なのです。中華圏の方々にとって、「政治中国」と「文化中国」の区別と、またこの二つがどのように機能しているかは、説明されればほとんど自明なことだと思われれます。ですから、このように私が申し上げているのは、特に日本人用に解説しているということ——このことはお断りしておきます。中国の方であれば、あるいは台湾の方であればほとんど分かることなのです。けれども、こうした区別は特に日本人の認識論、今日孫歌さんが仰いました日本人の対東アジアの認識論では必須となる区別だということです。

さて今日、私が言いたかったメインの話をしていただきます。先生は1945年の後と前の落差の話を書かれました。このことは、先にも申しましたが私は全く賛成です。この落差が激しいために、台湾の歴史構築に難しい影を落としているということですね。ただ、もう一つ私が申し上げたいのは、1949年から1952年の間の変化にも注意をしてほしいということ。言うまでもなく、1949年に中華人民

共和国が成立しています。この衝撃力は大変なものです。同年49年の10月10日、台北では中華民国の国慶節ですね。「双十節」と言われていますが、この日に3万人規模のデモが動員されています。反ソ連・反共産党デモです。1950年3月、蒋介石は台北で総統職の復帰を宣言します。実はそれ以前の数カ月の期間、彼は総統から下りていたわけです。国共内戦の責任をとって下野していた。この事実は重要です。彼の地位は不安定であったということです。そしてその次、1950年6月、朝鮮戦争が勃発します。この時、アメリカ合衆国は台湾の防衛を決意します。それ以前では、合衆国は台湾について「不介入」をと宣言していましたから、この時点で軍事的な防衛ラインを引き直したということになります。これも大変な衝撃であり、重大な出来事です。その次に、1951年に日本はサンフランシスコ講和条約で独立いたします。これと連動いたしまして、翌年1952年4月、日華平和条約が結ばれています。先ほど申し上げましたように、中華民國台湾は非常に不安定な状況にありました。在外大使館がなかなか置けません。それまで東アジアにおいて在外大使館はありませんでした。日華平和条約によって、日本に正式に在外大使館を置くことができたわけです。しかしこれは、実に奇妙なことでもあるのです。日本は、51年のサンフランシスコ講和条約で独立したばかりではありませんか。台湾は、その日本と平和条約を結ぶことで国際的地位を安定化させることに成功したわけです。つまり、台湾という政治政体は、このように朝鮮戦争とサンフランシスコ講和条約と日華平和条約によって生み出されたものと考えべきだということ。これが、今日私がしたかったメインの話なのです。ですから、台湾の主体性のどこに屈折があるのか、どこに落差があるのかということは、先生の先の45年説も全く正しいと思いますが、同時に、52年という画期についても考えるべきだろうと思っております。

あと二点、お話します。一つは、先ほどの「日

治」か「日抛」か、というお話です。これもとても難しい問題です。「日抛」は武力による強制占拠というニュアンスがあります。この由来はやはり、1895年に日本が台湾征服戦争を行なっているからです。つまり、下関条約で台湾は日本に割譲されたわけですが、台湾側からの抵抗があったので、征服戦争を行ったわけです。この時、台湾側の死者は1万4千人だと推定されています。その後も多くの武力闘争が起きています。例を挙げれば、西来庵事件、一番後の時期になりますと1930年の霧社事件があります。そうすると、武力以外の方法(政治統治、文化統治)だけで統治をしたとはやはり言えないと思います。ただ私は、「日治」がよいか「日抛」がよいかを判断する立場はありません。ある意味では部外者だからです。つまり、これは中国や台湾の文脈で言うと、「正しい名前をつける」(正しい概念を選ぶ)という争いです。中国語では「正名(せいめい)」と言いますね、「正名運動」です。日本人はこの外側にいるのだということを考えなければなりません。ただし、「日」という字が入っているので、また特殊な意味で当事者であるかもしれません。この主体の置きどころにかかわる感覚が必要だと思えます。つまり、外側にいるということ認識しつつ、ある側面では当事者であるということ。このバランスに気を配る必要がある、ということですね。

最後に、いわゆる「省籍矛盾」といわれているものについて。先ほどの先生のご発表で、「80年代以降に」という言い方がありました。いわゆる「省籍矛盾」が激しくなるのは80年代以降です。それはなぜなのか。皮肉なことに、これは民主化が進んだからです。この民主化の意味は、選挙の民主化、選挙民主主義という意味です。つまり、選挙になりますと少数派と多数派という区分けがより強化されることになります。これは、インド帝国時代のインドにイギリスから選挙制度が導入されてきたことと相似だと思えます。インドはイギリスから導入された選挙制度により、言語や宗

教、エスニシティの差異をより強調する効果をもたされることになりました。これはこの後のパキスタン、インド、バングラデシュの分離に強く関わってきます。つまり、台湾の省籍矛盾にしても、そのような意味で、選挙制度がつくり出したある種の強烈な政治化がそこに孕まれていた、という部分を見ておく必要があるということです。ですから、時期によってこの矛盾が強く感じられるのか、またそうでもなかったのか——このことも、やはり政治制度の導入によって流動化したということ——深く考える必要があると思います。いずれにせよ、先に述べた皮膚感覚と世界史感覚とも関係することですね。欧米型の選挙民主主義だけを普遍的なものとするならば、この問題は解きほぐしがたいものとなるでしょう。(原住民の人々の存在を一度だけ括弧にくくりますが)台湾の圧倒的な多数者は「文化中国」に内属するものであることは間違いないのですから。

以上、こういった問題に関連して日本人として発言することがどのような「介入」になるのか、ということを考えざるを得ず、またそのようにお話したつもりです。総じて、「植民地」という言葉が台湾で使われることに関しては、日本はほとんど部外者ですが、しかし歴史の中では当事者であるという、このバランスを考えなくてはならないということ。それと同時に、先ほどお話ししたように、皮膚感覚で得られたものと世界史感覚によった判断の落差というものをやはり考えなくてはなりません。こういったものを総合化することが、恐らく東アジアの中で重要なことなのではないかと私は思っております。以上です。

(まるかわ てつし・明治大学)